○神奈川県土砂の適正処理に関する条例

平成11年３月16日条例第３号

改正

平成13年11月27日条例第60号

平成16年３月30日条例第30号

平成20年７月22日条例第40号

平成22年８月３日条例第48号

平成24年７月17日条例第42号

令和６年２月２日条例第７号

令和６年10月22日条例第79号

神奈川県土砂の適正処理に関する条例をここに公布する。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。

（２）　元請負人　発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）から直接建設工事を請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。

（３）　土砂埋立行為　埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積をいう。

（４）　土砂埋立区域　土砂埋立行為の用に供する土地の区域をいう。

（建設工事の注文に当たっての発注者の指示）

第３条　発注者は、建設工事を注文するに当たり、当該建設工事の元請負人に対して当該建設工事に伴って生ずる土砂の適正な処理を指示するよう努めなければならない。

（処理計画の作成等）

第４条　元請負人は、建設工事に伴って生ずる土砂を当該建設工事の区域以外の区域に搬出するときは、当該建設工事の区域ごとに土砂の搬出に係る計画（以下「処理計画」という。）を定め、規則で定める図書を添えて、当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

（１）　搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満の土砂の搬出

（２）　採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）の搬出

（３）　災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出

（４） その他規則で定める土砂の搬出

２　土砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立区域内の土砂を当該土砂埋立区域以外の区域に搬出（前項の建設工事の区域からの搬出を除く。）するときは、当該土砂埋立区域ごとに月の初日から末日までの間に係る処理計画を定め、規則で定める図書を添えて、当該処理計画に係る月の前月の20日までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

（１） 月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満の土砂の搬出

（２） 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂埋立行為の当該土砂埋立区域からの土砂の搬出

（３） 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出

（４） その他規則で定める土砂の搬出

３　処理計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

（１） 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２） 建設工事の名称及び内容（第１項に係るものに限る。）

（３） 建設工事（前項に係るものにあっては、土砂埋立区域）の位置及び区域

（４） 搬出する土砂の数量

（５） 土砂を搬出する期間

（６） 搬出先に係る事項その他の規則で定める事項

（処理計画の変更等）

第５条　前条第１項又は第２項の届出をした者は、同条第３項第３号から第６号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

２　前条第１項又は第２項の届出をした者は、同条第３項第１号又は第２号に掲げる事項を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

３　元請負人又は土砂埋立行為を行う者は、前条第１項又は第２項の届出をなすべき日において搬出する土砂の数量が同条第１項第１号又は第２項第１号に規定する数量に満たない場合であって、同日後においてこれらの数量を超えて土砂を搬出するときは、規則で定めるところにより、氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名並びに建設工事の名称及び内容（元請負人に限る。）その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の届出をした者について準用する。この場合において、第１項中「同条第３項第３号から第６号までに掲げる事項」とあるのは「届出に係る規則で定める事項」と、第２項中「同条第３項第１号又は第２号に掲げる事項」とあるのは「氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名又は建設工事の名称及び内容（元請負人に限る。）」と読み替えるものとする。

（処理計画に係る勧告）

第６条　知事は、第４条第１項若しくは第２項又は前条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）若しくは第３項の届出があった場合において、当該届出の内容が土砂を適正に処理するうえで適当でないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（処理結果の報告）

第７条　第４条第１項若しくは第２項又は第５条第３項の届出をした者は、当該届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して20日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。当該土砂の搬出を廃止したときも、同様とする。

（報告の徴収）

第８条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人又は土砂埋立行為を行った者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第９条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に元請負人又は土砂埋立行為を行った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（公表）

第10条　知事は、必要があると認めるときは、第６条の勧告に従わなかった者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

２　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村との連携）

第11条　県は、土砂の適正処理を推進するため、市町村と連携して必要な施策を実施するとともに、市町村が地域の実情に応じて実施する施策に対し、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

（市町村条例との関係）

第12条　この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、土砂の適正な処理を推進するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

２　市町村が土砂の適正な処理を推進するために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、前条及びこの条の規定を除き、この条例の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

３　前項の知事の認定は、神奈川県公報により行う。

（委任）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第14条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（１）　第４条第１項若しくは第２項又は第５条第３項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（２）　第８条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

（３）　第９条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第15条　第５条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）又は第７条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第16条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成11年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　第４条第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日から１月を経過する日以後に行う土砂の搬出から適用する。

３　この条例の施行の際現に法令等の許可等で規則で定めるものを受けている者が行う当該許可等に係る土砂埋立行為については、この条例第３章（第８条を除く。）の規定は適用しない。

４　この条例の施行の際現に土砂埋立行為を行っている者は、この条例の施行の日から起算して３月を経過する日までの間は、第９条第１項の規定は適用しない。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

（検討）

５　知事は、令和７年４月１日から起算して５年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成13年11月27日条例第60号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月30日条例第30号）

１　この条例は、平成16年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に第９条第１項の規定による土砂埋立行為の許可を受けている者に係る着

手届については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現に第９条第１項の規定による土砂埋立行為の許可を受けている者及び同項の許可の申請を受理している者に係る許可の手続及び許可の基準については、改正後の同条第２項及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成20年７月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年８月３日条例第48号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年７月17日条例第42号）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）第８条の２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第９条第１項の許可の申請をする者について適用する。

3　新条例第11条第６項の規定は、施行日以後に新条例第11条第１項の変更の許可の申請（施行日以後に申請された新条例第９条第１項の許可に係るものに限る。）をする者について適用する。

4　この条例の施行の際現に改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）第９条第１項の許可を受けている者及び施行日前に同項の許可の申請をし、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていない者に係る許可の手続及び許可の基準については、新条例第９条第２項及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　施行日前に旧条例第９条第１項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る新条例第11条第１項の変更の許可の基準については、新条例第11条第５項において準用する新条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　新条例第14条、第16条、第18条第１項、第26条の２及び第26条の３の規定は、施行日以後に申請された新条例第９条第１項の許可に係る土砂埋立行為について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る土砂埋立行為については、なお従前の例による。

7　施行日前に申請された旧条例第９条第１項の許可に係る土砂埋立行為について施行日以後最初に行われる新条例第17条の規定による報告に係る同条の規定の適用については、同条中「３月間」とあるのは「６月間」と、「３月を」とあるのは「６月を」とする。

8　新条例第27条第１項第３号の規定は、施行日以後に新条例第13条第３項、第18条第２項又は第25条第２項において準用する同条第１項の命令を受けた者について適用する。

9　施行日以後に新条例第９条第１項の許可の申請をしようとする者が施行日前に新条例第８条の２第１項の規定の例により説明会を開催し、又は同条第２項後段の規定の例により周知を行ったとき

は、新条例第８条の２第１項の説明会を開催し、又は同条第２項後段の規定による周知を行ったものとみなす。

附　則（令和６年２月２日条例第７号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年10月22日条例第79号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）第９条第１項又は第11条第１項の許可を受けて行われている土砂埋立行為及び当該土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）に係る旧条例第３章（旧条例第13条第３項及び第18条第２項を除く。）及び第５章の規定の適用については、令和10年３月31日までの間は、なお従前の例による。

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした旧条例第25条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による命令（旧条例第９条第１項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合にするものを除く。）及び旧条例第26条の３第２項の規定による命令（旧条例第25条第１項の規定による命令に係るものに限る。）に係る旧条例第23条、第24条及び第26条の２から第27条までの規定の適用については、令和10年３月31日までの間は、なお従前の例による。

４　施行日前にした旧条例第13条第３項及び第18条第２項の規定による命令、旧条例第25条第１項の規定による命令（旧条例第９条第１項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合にするものに限る。）並びに旧条例第26条の３第２項の規定による命令（旧条例第13条第３項又は第18条第２項の規定による命令に係るものに限る。）に係る旧条例第23条、第24条及び第27条の規定の適用については、令和８年３月31日までの間は、なお従前の例による。

５　この条例の施行の際現に旧条例第20条第１項の規定により指定されている土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）に係る同条から旧条例第24条までの規定の適用については、令和８年３月31日までの間は、なお従前の例による。

６　附則第２項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立行為等又は命令に係る土砂埋立区域又は土砂搬入禁止区域（以下「土砂埋立区域等」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該許可に係る土地の区域については、附則第２項から前項までの規定は、適用しない。

７　附則第２項から第５項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立区域等の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第２項から第４項まで、法第23条第１項

若しくは第２項、法第39条第２項から第４項まで若しくは法第42条第１項若しくは第２項の規定による命令又は法第20条第５項（法第23条第３項において準用する場合を含む。）若しくは法第39条第５項（法第42条第３項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第２項から第５項までの規定は、適用しない。

８　施行日前にした行為及び附則第２項から第５項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。